

第二期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランの施策体系概要

基本理念

平成 30 年 4 月に施行された「郡山市子ども条例」が本市の子ども・子育て支援の基本となることから、本条例の趣旨に沿った基本理念を定める。

視点

次期計画は、第一期計画の法的根拠である「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」等に加え「子どもの貧困対策推進法」に基づく計画とする。

視点については、対象範囲の広い次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画策定指針」を基本としながら、「本市の取組み」を加え、子ども・子育て支援施策を推進する。

【市町村行動計画の基本的な視点】

- 子どもの視点
- 次代の親の育成の視点
- サービス利用者の視点
- 社会全体による支援の視点
- 仕事と生活の調和の実現の視点
- 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点
- 全ての子どもと家庭への支援の視点
- 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点
- サービスの質の視点
- 地域特性の視点

【本市独自の視点】

- 子ども条例の視点
- SDGsの視点
- 郡山市まちづくり基本指針の視点
- セーフコミュニティの視点
- 広域連携の視点

目標と施策

郡山市まちづくり基本指針の「大綱」及び「分野別将来構想」をベースとして基本目標を設定し、各施策を分類する。

(設定例) 基本目標 1 人と人がつながり、みんなで子どもたちを育む

→ 大綱Ⅲ 分野別将来構想 1 に対応

Ⅲ-1 人と人がつながり、みんなで子どもたちを育むまち
(乳幼児教育、家庭教育、子育て支援、少子化対策)

- 1 教育・保育事業の充実
 - ・認可保育所等整備補助事業
- 2 子どもの健康の確保
 - ・予防接種事業
- 3 虐待防止対策の充実
 - ・児童虐待防止啓発事業

⋮

基本目標 2 笑顔があふれ、未来への夢を育む

→ 大綱Ⅲ 分野別将来構想 1 に対応

Ⅲ-2 笑顔があふれ、未来への夢を育むまち
(青少年健全育成、子どもの安全・安心、遊び場)

- 1 放課後児童対策の充実
 - ・放課後児童クラブ事業
 - ・地域子ども教室事業
- 2 青少年の健全育成の充実
 - ・青少年の国内交流事業

⋮

子どもの貧困対策

数値指標

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育の量」及び「地域子育て支援事業」の量の見込み(市民のニーズ量)と確保方策(市のサービス供給量)を設定し、掲載する。

また、現在改訂中の「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、本市の子どもの貧困に関する指標を掲載する。